

# 国内外経済の動向

## 財務情報開示における国際的な動向

### 【ポイント】

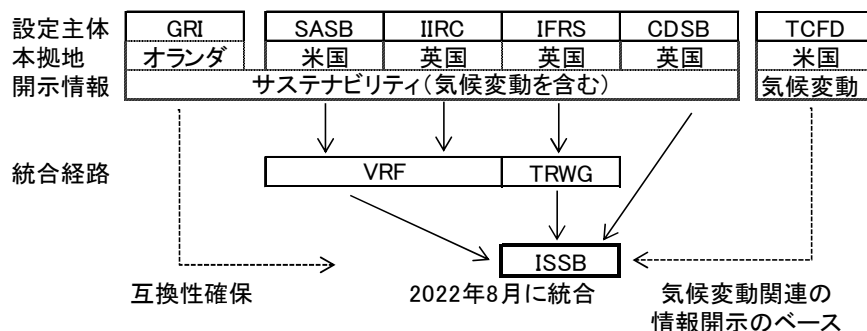
1. ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）は、「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項（IFRS S1）【案】」を発表した。同基準はサステナビリティ関連情報開示の世界標準になる可能性が高い。
2. 同基準はコア・コンテンツとして、TCFD 提言における4つの柱（企業運営の中核的な要素）を採用している。また、企業に対してサステナビリティ関連情報を一般目的財務報告と一体的に開示することを要求している。
3. サステナビリティ関連情報の開示基準が一つに収斂しつつあるなか、足踏みしている会計基準のコンバージェンスは再び前進するだろうか。その動向にも目配りを続ける必要があるだろう。

IASB（国際会計基準審議会、IFRS（国際会計基準）を設定している組織）とともにIFRS財団傘下にあるISSB（国際サステナビリティ基準審議会）は、「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項（IFRS S1）【案】」（以下、「全般的な要求事項（IFRS S1）【案】」）および「気候関連開示（IFRS S2）【案】」の公開草案を本年（2022年）3月31日に発表した。両開示基準案に対する意見募集は7月29日に締切られた。ISSBは寄せられた意見を検討したうえで、年末までに新基準の公表を目指している。従って現時点では最終版ではないものの、新基準の方向性・枠組みは概ね定まっており、同基準はサステナビリティ関連情報開示の世界標準になる可能性が高い。本稿ではサステナビリティ関連と財務諸表からなる企業の財務情報開示における国際的な動向をまとめた。

### 1. サステナビリティ関連情報の開示基準の設定主体の統合

企業のサステナビリティ関連情報（「非財務情報」とも呼ばれるが、後述の通り、開示対象となるのは企業価値の評価に重大な影響を及ぼす情報すなわち財務情報であり、本稿では「サステナビリティ関連情報」で統一する）の開示基準については、以前はIFRS財団に加えて米国の民間非営利団体であるSASBや、英国の非営利団体であるIIRCなど様々な設定主体による基準が乱立した状態にあった（図表1）。しかし、2021年6月にSASBとIIRCが合併によりVRFを設立、さらには2022年8月にVRFがIFRS財団が設立したISSBに統合されたことで、サステナビリティ関連情報の開示基準の設定主

図表1. サステナビリティ関連情報開示基準の統合



(資料)各種資料より富国生命作成

体が世界的に ISSB にほぼ収斂されたといえる。

また現在、サステナビリティ関連情報の一部である気候変動関連情報については、TCFD による開示基準が世界標準となっている。TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）とは、G20 の要請により FSB（金融安定理事会）が 2015 年に設置した民間主導のチーム（議長は元ニューヨーク市長のマイケル・ブルームバーグ氏）である。その目的は金融システムに対する気候変動リスクを理解すべく、金融セクターとその投資先企業の気候関連の財務情報開示システムを作ることにあつた。TCFD は企業に対する提言（TCFD 提言）を 2017 年 6 月に発表しており、その内容は「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」という 4 つの柱（企業運営の中核的な要素）に立脚し、それぞれに具体的な推奨開示項目を示したものだ。ISSB の「気候関連開示（IFRS S2）【案】」はこの 4 つの柱を採用するなど TCFD 提言をベースとしている。そもそも TCFD はタスクフォース（一時的な組織）であることから ISSB の基準が今後、世界標準となっていくだろう。

## 2. 全般的要求事項（IFRS S1）【案】のポイント

本章では ISSB による「全般的要求事項（IFRS S1）【案】」を参照し、重要と思われるポイントを整理する。以下のボックス内は筆者がまとめた各項目の概略である。

### 目的

- ・一般目的財務報告の主要な利用者が企業価値を評価する際に有用な、企業がさらされている重大なサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報開示を要求
- ・報告企業は、上記の重大なサステナビリティ関連のリスク及び機会のすべてに関して、一般目的財務報告の主要な利用者にとって必要な、重要性のある情報を開示しなければならない
- ・企業の一般目的財務報告には、サステナビリティ関連財務情報の完全性・中立性・正確性がある描写が含まれねばならない

上記の通り、本基準は一般目的財務報告<sup>1</sup>の主要な利用者（現在および潜在的な投資家、債権者など）に対して情報開示され、企業価値評価に利用されることを目的とし、重要性の判断も企業価値評価の視点から要求されている。重ねて言えば本基準は、サステナビリティ報告書等、企業のサステナビリティ活動自体を世間一般に公表する基準ではなく、企業価値評価のための基準である。

### 範囲

- ・企業は本基準に基づいてサステナビリティ関連の財務情報を作成・開示する際に、本基準を適用しなければならない。また、企業は財務諸表が IFRS 会計基準又はその他の一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠する場合、本基準を適用可能である
- ・一般目的財務報告の主要な利用者による企業価値評価に与える影響が、合理的に予想できないサステナビリティ関連情報のリスクと機会は、本基準の対象外である

上記の通り、企業が財務諸表を IFRS 会計基準ではなく、例えば米国会計基準に準拠して作成する場合でも、本基準が適用可能なことなどが述べられている。

下記の「コア・コンテンツ」で列挙されている 4 項目は TCFD 提言の「4 つの柱」と同一である。即ち「4 つの柱」は ISSB の「気候関連開示（IFRS S2）【案】」のみならず、その上位でありサステナビリティ関連全般に適用される本基準にも採用されている。

<sup>1</sup> 主要な利用者が企業に資源提供（投資・融資等）を行うか意思決定する際に有用な、報告企業に関する財務情報の提供。一般目的財務諸表およびサステナビリティ関連財務開示が含まれるが、これに限定されない

コア・コンテンツ

- ・企業は本基準が他に容認又は要求する場合を除き、以下を開示しなければならない
  - (a) ガバナンス－企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリング・管理するためのガバナンスのプロセス、統制、手続き
  - (b) 戦略－企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するためのアプローチ
  - (c) リスク管理－企業がサステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するために用いたプロセス
  - (d) 指標及び目標－サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する企業のパフォーマンスを長期的に評価、管理、モニタリングするための情報

サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別並びに開示

- ・IFRS サステナビリティ開示基準に加え、企業は以下を考慮しなければならない
  - (a) 産業別の SASB スタンダードにおける開示トピック
  - (b) ISSB の強制力のないガイダンス
  - (c) 一般利用目的財務報告の利用者のための他の基準設定主体による公表文書
  - (d) 同じ産業・地域で事業活動を行う企業によって識別されたリスク・機会

上記の項目で注目されるのは、SASB 基準による産業別の開示項目を「考慮しなければならない」とすることで、ISSB と SASB の融合が図られているほか、その他の基準にも間口が開かれている点である。もちろん、実際に開示を求められるのは重大なリスク・機会に関して、「重要性がある」情報である。

重要性

- ・その情報を省略・誤表示・隠蔽などしたときに一般目的財務報告の主要な利用者が行う意思決定に影響を与えることが合理的に予想される場合には、重要性がある
- ・企業による重要性の判断は、状況及び仮定の変化を考慮し、各報告日において再評価しなければならない

「重要性」の趣旨は上記の通りであり、その判断は各報告日において行うことが要求されている。

情報の記載場所

- ・企業は、本基準で要求される情報について、企業の一般目的財務報告の一部として開示することが要求される

報告の頻度

- ・企業は、サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務情報と同時に報告しなければならない

上記 2 項目により、企業に対してサステナビリティ関連情報を一般目的財務報告と一体的に開示することを要求している。

なお、本稿では「気候関連開示 (IFRS S2) 【案】」について詳細な内容には立ち入らないが、企業の気候レジリエンス (攪乱から回復する能力、頑健性) を評価するため、そうすることができない場合を除き、気候関連のシナリオ分析が義務となること (TCFD 提言では推奨に留まっていた) などは、注目すべきポイントであろう。

### 3. 国際会計基準と米国会計基準のコンバージェンスに関する状況

サステナビリティ関連情報が「全般的要求事項 (IFRS S1) 【案】」を世界標準として財務諸表と一体的な開示に向かうなか、財務諸表のグローバルでの代表的な作成基準であるIFRS (国際会計基準) と USGAAP (米国会計基準) のコンバージェンス (相違点の解消を目指す動き) の進捗状況はどうだろうか。2002年9月、IASB と FASB (米国の財務会計基準審議会) は両会計基準をコンパティブル (顕著な相違点無く共存すること。一言一句を同じにすることではない) とすべく、最善の努力を尽くすことに合意した (ノーウオーク合意)。2006年2月にはIASB と FASB がグローバル資本市場で使われる「高品質で共通の会計基準」の開発を共通目標とする覚書を発表、2011年4月には多くの相違点を解消したとする進捗レポートを発表した。しかし、コンバージェンス完了への道のりは遠い。2006年に開始されたコンバージェンスに向けた「共同プロジェクト」における4項目のうち、「事業統合」については2008年に共通化、「収益認識」についても2014年に概ね共通化された一方、「リース会計」については幾つかの重要な相違を残しつつIASB と FASB が2016年にそれぞれ新基準を公表、「概念の枠組み」については合意困難で2014年に共同プロジェクトの中断が発表された。また、2015年にはSEC (米国証券取引委員会) のチーフ・アカウント (委員会に対する会計と監査に関するアドバイザー) が「米国企業のIFRS採用の義務化を提言することはないだろう」と発言している。そのほか、より詳しいコンバージェンスの進捗状況は図表2を参照されたい。

サステナビリティ関連情報の開示基準が一つに収斂しつつあるなか、足踏みしている会計基準のコンバージェンスは再び前進するだろうか。特に「全般的要求事項 (IFRS S1) 【案】」で採用された、米国基準を「考慮しなければならない」とする統合手法は有用かもしれない。コンバージェンスの動向にも目配りを続ける必要があるだろう。

(財務企画部 高松 千之)

図表2. コンバージェンスの進捗状況

	説明、相違点の例	米国会計基準	国際会計基準
収益認識	・2014年に概ね共通の改定基準を公表(注1)		
費用認識	・概ね共通だが、年金費用などに差異		
確定給付年金	数理計算の差異	事業利益	その他包括利益
	年金資産評価	資産の期待収益計算上、時価変動を5年間均すことも可	左は不可
資産関連			
金融商品	公正価値評価オプション	適用許容度が広い	適用許容度が狭い
有形固定資産	・取得価格、減価償却など概ね共通の基準		
在庫品	評価方法	後入先出法も可	後入先出法は不可
	低価法適用後の繰戻	不可	可
無形固定資産	開発費の資産計上	ほぼ不可	条件により可
	※ただし、研究段階での支出の費用計上は共通		
減損処理	評価タイミング	減損可能性を示唆する出来事の発生時	財務諸表の報告日
	※最低年一回、減損の有無を確認する点は共通		
	減損額の計算	2段階。初めに回収可能性をテスト	1段階。直ちに減損額を計算
リース会計	・重要な相違点を残しつつ2016年に各々新基準を公表		
負債関連			
偶発債務	・発生の蓋然性が高い(Probable) 場合の損失計上は同一だが、Probableの定義に差(収益認識と同様)		
その他			
事業統合	・2008年に共通基準を公表		
概念の枠組み	・2014年に共同プロジェクトが中断		

(注1)ただし、収益認識の前提となる代金回収の蓋然性の高さ(Probable)の定義に差

(米国会計基準は“likely to occur”、国際会計基準は“more likely than not”)

(資料)Michael J. Walker, “IFRS in the USA – An Implementation Guide”より富国生命作成